

【新設】(準ずるものの例示)

66の4(7)－1 措置法令第39条の12第8項第6号に規定する「これに準ずるもの」には、例えば、国外関連取引に係る棚卸資産の使用その他の行為によるキャッシュ・フローが含まれる。

【解説】

- 1 令和元年度税制改正において、BEPSプロジェクトの最終報告書(行動8－10)「移転価格税制と価値創造の一致 (Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation)」の勧告内容が取り込まれた OECD 移転価格ガイドラインの内容に沿ったディスカウント・キャッシュ・フロー法が、移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の一つとして追加された(措令39の12⑥六)。
- 2 このディスカウント・キャッシュ・フロー法は、国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益(これに準ずるものを含む。)が生ずることが予測される期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認められる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法とされている。
- 3 ここで、この利益に含まれる「これに準ずるもの」について、どのようなものが該当するのか疑義が生ずる。

この点、ディスカウント・キャッシュ・フロー法は、対象となる棚卸資産の使用等による将来の収益力に着目して独立企業間価格を算定する方法であることから、キャッシュ・フローについても、将来の収益力の程度を示す指標として利益と同視し得るものと解される。

これについては、OECD 移転価格ガイドラインにおいても、キャッシュ・フローの使用可能性について示されており(OECD 移転価格ガイドラインパラ 6.157 脚注8)、また、企業価値評価等評価実務においても、企業の将来の収益力に着目して企業価値を評価するいわゆるインカム・アプローチにおいて、利益のほか、キャッシュ・フローを用いて評価することが示されている(日本公認会計士協会「経営研究調査会研究報告第32号企業価値評価ガイドライン」)。

これらを踏まえ、本通達では、キャッシュ・フローが利益に準ずるものに含まれることを明らかにしている。
- 4 なお、国外関連取引に係る棚卸資産の使用等による将来の収益力の測定においては、棚卸資産の使用等による将来の損失の額が生ずる事業年度も含めた各事業年度の利益の額の総和により求められるものと解されることから、「これに準ずるもの」には、各事業年度における棚卸資産の使用等によるマイナスのキャッシュ・フローも含まれる。
- 5 ところで、本通達は、国外関連取引が棚卸資産取引に該当する場合における「これに準ずるもの」の意義を明らかにしたものであるが、例えば、無形資産取引など、国外関連取引が棚卸資産取引以外の取引に該当する場合における「ディスカウント・キャッシュ・フロー法と同等の方法」又は「ディスカウント・キャ

「キャッシュ・フロー法に準ずる方法と同等の方法」の適用においても、同様の取扱いとなる。

- 6 外国法人等の内部取引に係る課税の特例及び連結納税制度においても、同様の通達（措通 66 の 4 の 3 (6)－1、連措通 68 の 88(7)－1）を定めている。